

黒松内町ふるさと景観条例施行規則

黒松内町ふるさと景観条例施行規則(平成9年規則第16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)及び黒松内町ふるさと景観条例(平成20年条例第27号)。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(景観計画の軽微な変更)

第2条 条例第7条第2項の規則で定める軽微な変更は、法、条例その他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる用語の整理等とする。

(行為の届出等)

第3条 条例第8条第1項に規定する行為の届出等は、次の各号に掲げる届出又は通知の区分に応じ、当該各号に定める様式により行なわなければならない。

- (1) 法第16条第1項の規定による届出 行為の届出書(別記様式第1号)
- (2) 法第16条第2項の規定による届出 行為の変更届出書(別記様式第2号)
- (3) 法第16条第5項の規定による通知 行為の通知書(別記様式第3号)

2 条例第8条第3項の規則で定める図書は、次の各号に定める図書とする。

- (1) 条例第8条第2項第1号に掲げる行為にあつては、敷地の位置及び周辺の状況を表示し、土地の形質変更の範囲及び方法、法面の処理方法並びに緑化方法を明らかにする縮尺2,500分の1以上の図面並びに当該敷地及び周辺の状況を示す写真
- (2) 条例第8条第2項第2号に掲げる行為にあつては、伐採を行う範囲及び伐採後に行う措置を明らかにする縮尺2,500分の1以上の図面並びに当該敷地及び周辺の状況を示す写真
- (3) 条例第8条第2項第3号に掲げる行為にあつては、堆積する範囲及び方法並びに緑化方法を明らかにする縮尺2,500分の1以上の図面並びに当該敷地及び周辺の状況を示す写真

3 行為の変更届出書(別記様式第2号)には、景観法施行規則第1条第2項各号及び前項各号に掲げる図書のうち、変更の内容の説明に必要なものを添付しなければならない。

(適用除外行為)

第4条 条例第9条第1号で定める工作物は、次に掲げる工作物とする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路及び同条第2項に規定する道路の付属物
- (2) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第8条第1項に規定する鉄道施設の用に供するもの
- (3) 電気供給のための電線路及び有線電気通信のための線路の支持物

2 条例第9条第5号の規則で定める規模は、別表のとおりとする。

(景観重要建造物の標識)

第5条 法第21条第2項の規定による標識は、別記様式第4号により、景観重要建造物の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(景観重要樹木の標識)

第6条 法第30条第2項の規定による標識は、別記様式第5号により、景観重要樹木の所有者と協議の上、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、同年10月1日から施行する。

別表（第4条関係）

届出又は通知の対象となる行為		規 模
建築物	新築、増築、改築又は移転	高さ3メートル未満かつ面積10平方メートル未満
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩変更	上記の規模の建築物の外観・色彩変更
工作物	新設・増設・改設・移転 さく、塀、擁壁、その他これらに類するもの	高さ1メートル未満
	その他の工作物	高さ4メートル未満かつ面積100平方メートル未満
	外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩変更	上記の規模の工作物の外観・色彩変更
土地の形状変更		面積1,000平方メートル未満
樹木の伐採		一体となる面積50平方メートル未満の樹林地又は並木
土石・廃棄物・再生資源等		高さ3メートル未満かつ面積100平方メートル未満

別記様式第1号（第3条関係）

行 為 の 届 出 書

年 月 日

黒松内町長

様

住 所（郵便番号）

届出者

氏 名

㊞

（法人にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

景観法第16条第1項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

行為の場所	黒松内町字		
着手予定日	年	月	日
完了予定日	年	月	日
行為の種類	□建築物	区 分	□新 設 □増 築 □改 築 □移 転 □外観の修繕又は模様替え □外観の色彩の変更
		用 途	
	□工作物	区 分	□新 設 □増 築 □改 築 □移 転 □外観の修繕又は模様替え □外観の色彩の変更
		用 途	
	□土地の形質変更	目 的	
	□樹木の伐採	目 的	
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源物等の物件の堆積	目 的	
届出内容に係る照会先	住 所	(郵便番号)	
	氏 名		
	電話番号		
備 考			

建築物	敷地面積		m ²	
	建築面積		m ²	
	延べ面積		m ² (増改築分 m ²)	
	高さ		m (増改築分 m)	
	外観の仕上げ材・色彩	屋根	仕上げ材	
			色彩(マンセル値)	()
	外壁	仕上げ材		
色彩(マンセル値)		()		
工作物	高さ		m (増改築分 m)	
	築造面積		m ² (増改築分 m ²)	
	外観の仕上げ材・色彩	外観	仕上げ材	
			色彩(マンセル値)	()
	屋根等	仕上げ材		
		色彩(マンセル値)	()	
土地の形質変更	面積			
	緑化方法			
	法面	高さ	m	
		長さ	m	
仕上げ材等				
土石、廃棄物、再生資源等の堆積	堆積する物件			
	面積		m ²	
	高さ		m	
	堆積期間		年 月 日 から 年 月 日	
	緑化方法			
	堆積物の遮へいの方法			
樹木の伐採	面積		m ²	
	伐採後の跡地の形状等			

■添付書類

1 建築物・工作物

- (1) 敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する縮尺 100 分の 1 以上の図面
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の縮尺 50 分の 1 以上の立面図

2 土地の形質の変更

- (1) 敷地の位置及び周辺の状況を表示し、土地の形質変更の範囲・方法、法面処理方法、緑化方法を明らかにする縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

3 樹木の伐採

- (1) 伐採を行なう範囲及び伐採後に行なう措置を明らかにする縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

4 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

- (1) 堆積する範囲・方法、緑化方法を明らかにする縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

5 その他参考となるべき事項を記載した図書

別記様式第2号（第3条関係）

行 為 の 変 更 届 出 書

年 月 日

黒松内町長 様

住 所（郵便番号）

届出者

氏 名 ㊟

（法人にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

電話番号

景観法第16条第2項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり届け出ます。

当初の届出年月日	年 月 日	
行 為 の 場 所	黒松内町字	
変 更 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 理 由		

■添付書類

次の図書のうち、変更の内容の説明に必要なものを添付すること。

- 1 建築物・工作物
 - (1) 敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する縮尺2,500分の1以上の図面
 - (2) 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真
 - (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する縮尺100分の1以上の図面
 - (4) 建築物又は工作物の彩色が施された2面以上の縮尺50分の1以上の立面図
- 2 土地の形質の変更
 - (1) 敷地の位置及び周辺の状況を表示し、土地の形質変更の範囲・方法、法面処理方法、緑化方法を明らかにする縮尺2,500分の1以上の図面
 - (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真
- 3 樹木の伐採
 - (1) 伐採を行なう範囲及び伐採後に行なう措置を明らかにする縮尺2,500分の1以上の図面
 - (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真
- 4 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積
 - (1) 堆積する範囲・方法、緑化方法を明らかにする縮尺2,500分の1以上の図面
 - (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真
- 5 その他参考となるべき事項を記載した図書

別記様式第3号（第3条関係）

行 為 の 通 知 書

年 月 日

黒松内町長

様

住 所 (郵便番号)
 通知者 機 関 名
 代表者名
 電話番号

㊞

景観法第16条第5項の規定により、関係図書を添えて、次のとおり通知します。

行為の場所	黒松内町字			
着手予定日	年	月	日	
完了予定日	年	月	日	
行為の種類	□建築物	区 分	□新 設 □増 築 □改 築 □移 転 □外観の修繕又は模様替え □外観の色彩の変更	
		用 途		
	□工作物	区 分	□新 設 □増 築 □改 築 □移 転 □外観の修繕又は模様替え □外観の色彩の変更	
		用 途		
	□土地の形質変更		目 的	
	□樹木の伐採		目 的	
	□屋外における土石、廃棄物、再生資源物等の物件の堆積		目 的	
届出内容に係る照会先	住 所	(郵便番号)		
	所 属			
	氏 名			
	電話番号			
備 考				

建築物	敷地面積		m ²	
	建築面積		m ²	
	延べ面積		m ² (増改築分 m ²)	
	高さ		m (増改築分 m)	
	外観の仕上げ材・色彩	屋根	仕上げ材	
			色彩(マンセル値)	()
	外壁	仕上げ材		
色彩(マンセル値)		()		
工作物	高さ		m (増改築分 m)	
	築造面積		m ² (増改築分 m ²)	
	外観の仕上げ材・色彩	外観	仕上げ材	
			色彩(マンセル値)	()
	屋根等	仕上げ材		
		色彩(マンセル値)	()	
土地の形質変更	面積			
	緑化方法			
	法面	高さ	m	
		長さ	m	
仕上げ材等				
土石、廃棄物、再生資源等の堆積	堆積する物件			
	面積		m ²	
	高さ		m	
	堆積期間		年 月 日 から 年 月 日	
	緑化方法			
	堆積物の遮へいの方法			
樹木の伐採	面積		m ²	
	伐採後の跡地の形状等			

■添付書類

1 建築物・工作物

- (1) 敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び当該敷地周辺の状況を示す写真
- (3) 当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する縮尺 100 分の 1 以上の図面
- (4) 建築物又は工作物の彩色が施された 2 面以上の縮尺 50 分の 1 以上の立面図

2 土地の形質の変更

- (1) 敷地の位置及び周辺の状況を表示し、土地の形質変更の範囲・方法、法面処理方法、緑化方法を明らかにする縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

3 樹木の伐採

- (1) 伐採を行なう範囲及び伐採後に行なう措置を明らかにする縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

4 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積

- (1) 堆積する範囲・方法、緑化方法を明らかにする縮尺 2,500 分の 1 以上の図面
- (2) 当該敷地及び周辺の状況を示す写真

5 その他参考となるべき事項を記載した図書

別記様式第4号（第5条関係）

この建造物は、景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物である。

黒 松 内 町

指 定 番 号 黒松内町景観重要建造物第 号

建 造 物 の 名 称

指 定 年 月 日 年 月 日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上

別記様式第5号（第6条関係）

この樹木は、景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木である。

黒 松 内 町

指 定 番 号 黒松内町景観重要樹木第 号

建 造 物 の 名 称

指 定 年 月 日 年 月 日

縦 15センチメートル以上

横 20センチメートル以上